

令和6年度～
令和8年度版！

あなたと歩む 介護保険



山都町

令和6年度 介護保険制度のおもな改正ポイント

令和6年4月から

- 令和6~8年度（第9期）の介護保険料が決まりました
- 介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました
地域包括支援センターだけでなく、市区町村から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。
※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合は、引き続き地域包括支援センターに依頼します。
- 介護報酬が改定されました
介護報酬の改定に伴い、サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額も変わりました。
- 福祉用具の一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました
福祉用具貸与での利用が長期間になる場合は、購入した方が費用を抑えられることがあります。
購入する場合は、特定福祉用具販売での利用となり、同一年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に購入費の一部が保険給付されます。
購入を選択できる対象の福祉用具は次の通りです。
 ● 固定用スロープ ● 歩行器（歩行車を除く） ● 単点杖（松葉づえを除く）と多点杖
福祉用具専門相談員またはケアマネジャーは、利用者が選択できることについて、十分説明し、選択に当たって必要な情報の提案および医師等の意見や利用者の身体状況等をふまえた提案を行うことになっています。

令和6年8月から

- 施設サービス利用時の居住費等の基準となる金額が変わります
光熱水費の高騰などにより、施設を利用した際の居住費（短期入所サービスは滞在費）の基準となる金額が変わります。
- | 地域包括ケアシステム | 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように … 1 |
|-------------|-----------------------------|
| 介護保険のしくみ | 介護保険について … 2 |
| 介護保険料 | サービスを利用するため … 4 |
| サービスの利用のしかた | 65歳以上の人への介護保険料 … 6 |

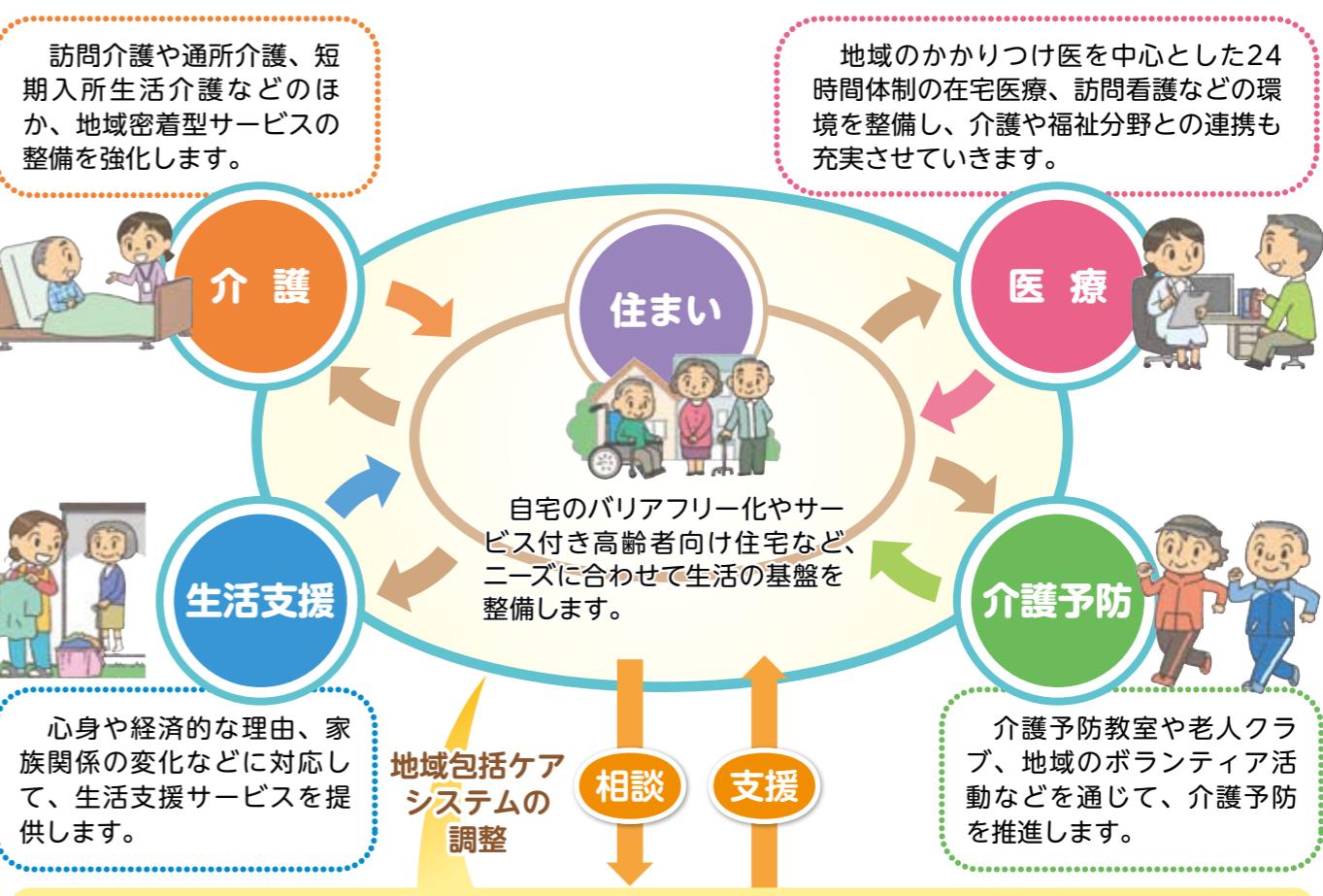
- | 利用できるサービス | ケアプランの作成 … 10 |
|-----------|-----------------|
| | サービスの利用者負担 … 12 |
| | サービスについて … 14 |

- | 事業者一覧 | 介護予防・日常生活支援総合事業 … 28 |
|-------|-----------------------|
| | 山都町の高齢者保険福祉サービス … 30 |
| | 山都町介護保険サービス事業者一覧 … 32 |

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するしくみです。必要なサービスを切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えます。



市区町村と協力しながら、地域の高齢者が抱えるさまざまな問題などを見つけて整理し、医療機関、サービス事業者、地域住民や自治会などと連携して支援する地域包括ケアシステムの調整役です。

4つの「助」

- | 自助 | 互助 | 公助 |
|--|--|---|
| 住み慣れた地域で生活するために、自分でさまざまなサービスを利用し、問題を自力で解決することです。 | 地域住民やボランティア、家族や知り合いなどが、自発的にお互いが助け合うことです。 | 税金をもとにした生活保護や権利擁護など、市区町村が行う社会福祉サービスのことです。 |
| 介護保険や医療保険などの社会保険によるサービスのことです。 | | |

介護保険について

介護保険制度は山都町が保険者となって運営します。40歳以上の人人が被保険者(加入者)として保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用します。

介護保険加入者(被保険者)

必要なサービスを総合的に利用できます。

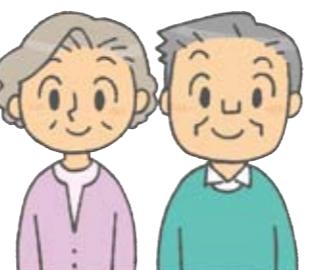
- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料(サービスの利用者負担割合分)を支払います。

65歳以上の人(第1号被保険者)

サービスを利用できる人

介護や日常生活の支援が必要と認定された人

(どんな病気やけががもとで介護や支援が必要になったかは問われません)



40~64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)

サービスを利用できる人

特定疾病により介護や支援が必要と認定された人

(交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません)



特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

●がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

●初老期における認知症
●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病

●関節リウマチ
●筋萎縮性側索硬化症
●後縫靭帯硬化症
●骨折を伴う骨粗鬆症

●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
および糖尿病性網膜症
●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症
●慢性閉塞性肺疾患

●脊髄小脳変性症
●脊柱管狭窄症
●早老症
●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(-)	
介護保険被保険者証	
番号	
被保険者	住所
姓	名
生年月日	明治・大正・昭和 年月日 性別 男・女
交付年月日	年月日
保険者番号並びに被保険者の名前及び印	

介護保険の保険証(介護保険被保険者証)

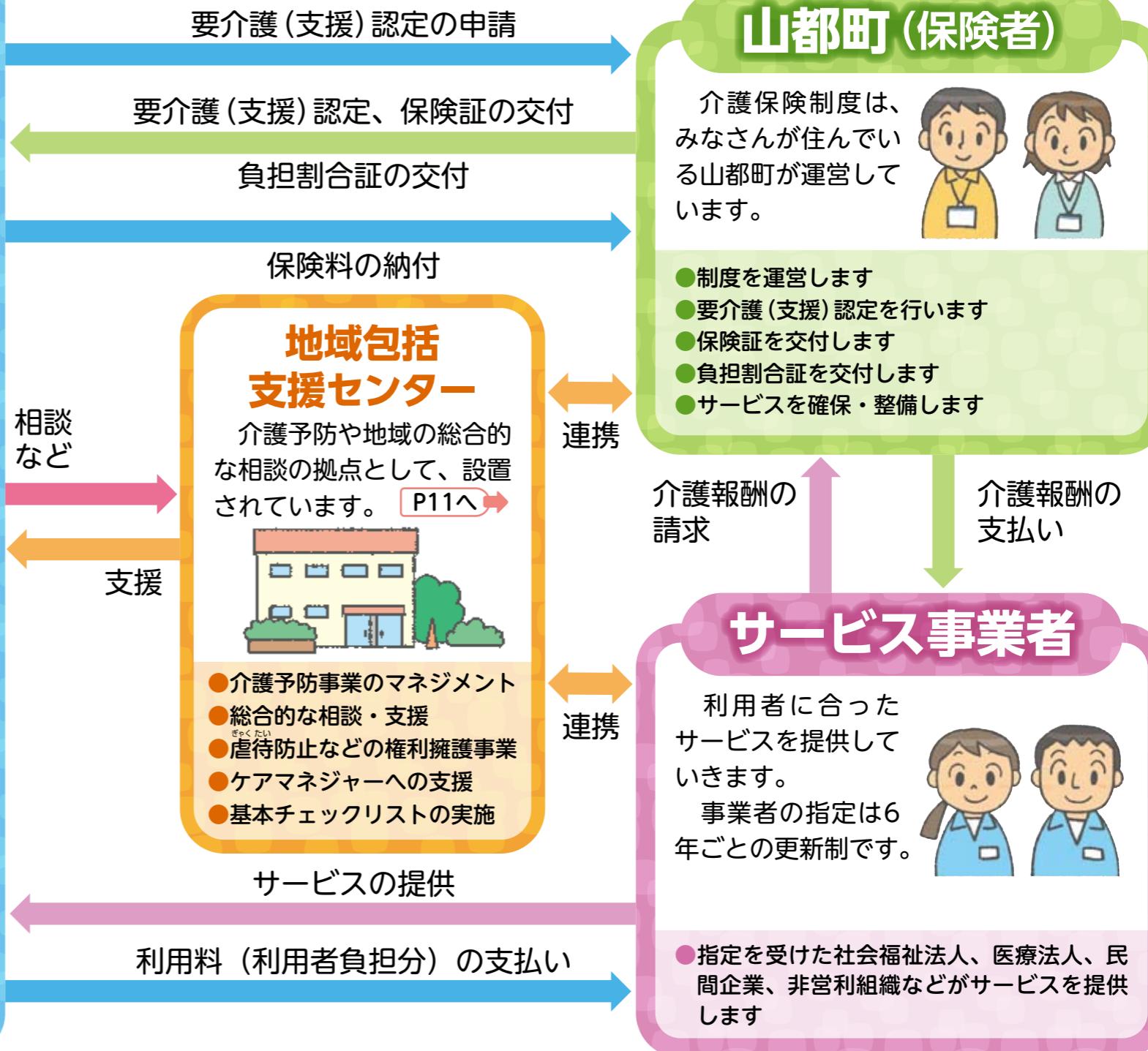
介護保険の保険証は介護保険の被保険者であることの証明書で、サービスを利用するための情報が記載されています。必ず記載内容を確認し、大切に保管しましょう。

こんなときに使います

要介護(支援)認定の申請
介護や支援が必要となり、要介護(支援)認定の申請をするとき。

ケアプランなどの作成
ケアプランなどの作成依頼を山都町に届け出るとき。

サービスの利用
サービスを利用するとき。



サービスを利用するためには

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや山都町の窓口に相談しましょう。

1 相談します

地域包括支援センターや山都町の窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

**介護サービス、
介護予防サービス
を利用したい人**



**介護予防・
生活支援サービス
事業**

(介護予防・日常生活支援総合事業)
を利用したい人

2 申請します

介護サービス、介護予防サービスを利用したい人は、山都町の窓口に申請します。



※申請は本人や家族などのほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証

※このほかに、原則として本人や代理人の身元確認の書類およびマイナンバー確認の書類などが必要です。

3 基本チェックリストを 受けます

地域包括支援センターや山都町の窓口で、心身や日常生活の状態など（生活機能）を調べる基本チェックリストを受けます。生活機能の低下がみられた場合は、介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）となります。

生活機能とは？

人が生きていくための機能全体のことです、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。



認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規6か月、更新12か月（月の末日までの期間+有効期間）です。

更新については有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

●交通事故等（第三者行為）による サービスの利用について

交通事故など第三者行為が原因で介護保険のサービスを利用することになった場合、費用を介護保険が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。ただし、示談が成立すると示談の内容が優先されてしましますので、示談の前に必ず山都町の窓口にご連絡ください。

3 認定調査を受けます

介護認定調査員に自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。調査結果はコンピュータで判定（一次判定）され、さらに主治医意見書とともに介護認定審査会で審査・判定（二次判定）されます。

介護認定 調査員

認定調査のために自宅を訪問する、山都町の職員や山都町から委託された事業所のケアマネジャーなどのことです。

主治医 意見書

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

介護認定 審査会

山都町が任命する保健、医療、福祉の学識経験者5人程度で行われる会議です。申請した人の介護の必要性について、いろいろな面から審査します。



4 認定結果が届きます

認定結果は、原則として申請から30日以内に山都町から送られてきます。

要支援 1・2

介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

P10へ

要介護 1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人

P10へ

非該当

要介護や要支援に認定されなかった人

※基本チェックリストを受けて、生活機能の低下がみられた場合は「事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

P10へ

認定結果に納得できないときは？

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは山都町の窓口で相談しましょう。その上で納得できない場合には、3か月以内に都道府県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

65歳以上の人 の 介護保険料

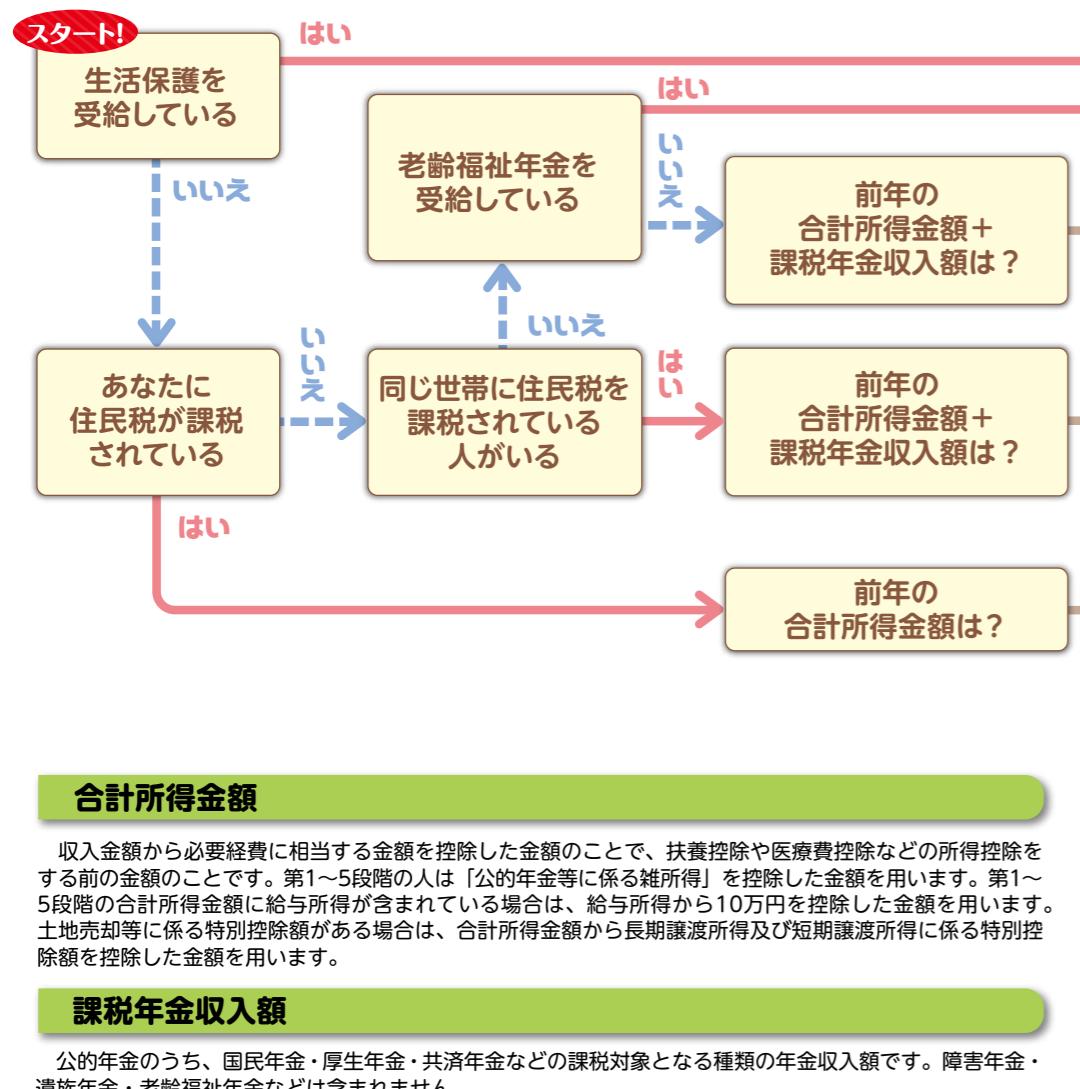


65歳以上人の保険料は、山都町で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。

介護保険料の基準額

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{山都町で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)}}{\text{山都町の65歳以上的人数}}$$

介護保険料の決まり方 (令和6~8年度) | 改正ポイント!



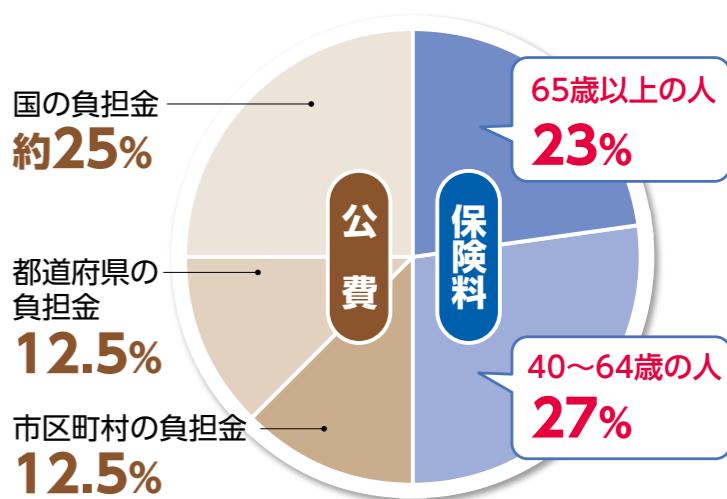
介護保険の財源 (令和6~8年度)

65歳以上人の負担分は、介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担を除く）の23%と決められています。

みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。必要なときに必要な介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

財源の半分が保険料です！

保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。



基準額をもとに、所得段階別の保険料が決められます

所得段階	対象者	保険料率	保険料	
			月額	年額
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.285	2,052円	24,620円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.485	3,492円	41,900円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.685	4,932円	59,180円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	6,480円	77,760円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額	7,200円	86,400円
第6段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	8,640円	103,680円
第7段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	9,360円	112,320円
第8段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	10,800円	129,600円
第9段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	12,240円	146,880円
第10段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	13,680円	164,160円
第11段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	15,120円	181,440円
第12段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	16,560円	198,720円
第13段階	●本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	17,280円	207,360円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

介護保険料の納め方

受給している年金額によって2種類に分かれます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月※）の分から、原則として年金から納めます。

※年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日になります。そのため、65歳の誕生日の前日がある月から第1号被保険者になります。

年金が年額18万円以上の人 年金から差し引かれます（特別徴収）

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

※老齢福祉年金などは、年金からの差し引きの対象となりません。

- 前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、前年の所得などが確定する前の4・6・8月は仮に算定された保険料額を納付します（仮徴収）。10・12・2月は本年度の保険料を算出し、既に納めた仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します（本徴収）。



年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書で納めることができます。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年金が一時差し止めになったとき
- など

年金が年額18万円未満の人 納付書、口座振替で納付（普通徴収）

山都町から送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

納め忘れのない
便利で確実な

口座振替
が便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳の届け出印



★これらを持って山都町指定の金融機関で手続きをしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落しができなかった場合などは、納付書で納めることになります。

保険料を納め始めるのは

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例 10月1日生まれ → 9月分から
(納付開始は10月)

10月2日生まれ → 10月分から
(納付開始は11月)

年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日です。そのため、65歳の誕生日の前日がある月から第1号被保険者になります。



65歳になる年度の保険料について

〈例:10月2日生まれの人の場合〉



4月から65歳になる月の前までの分は、「年度末までの納期」に分けて、加入している医療保険の保険料（介護分保険料）から納めます。

65歳



65歳になった月から年度末までの分は、「年度末までの納期」に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。



65歳からは、医療保険で納めていた介護分の保険料を、単独の介護保険料として納めます。左表の部分を年度末までの納期に分けて納めますので、それぞれ納期は重なりますが、二重払いになっているわけではありません。

保険料を納めないと

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、督促や催告が行われ、延滞金などの支払いが発生する場合があります。さらに滞納が続くと、その期間に応じて次のような措置がとられます。災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、減免等がある場合がありますので、お早めに担当窓口までご相談ください。

1年以上滞納すると (納期限から1年経過)

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると (納期限から1年6か月経過)

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。

2年以上滞納すると (納期限から2年経過)

サービスを利用するときの利用者負担が1割または2割から、3割*に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

*利用者負担の割合が3割（P12参照）の人が滞納した場合、4割に引き上げられます。

40～64歳の人（医療保険加入者）の介護保険料

保険料の決め方

加入している医療保険によって算定方法が決められます。国民健康保険に加入している人は世帯ごとに決められ、職場の健康保険などに加入している人は、介護保険料率と給与および賞与に応じて決められます。

保険料の納め方

国民健康保険に加入している人は国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。職場の健康保険に加入している人は、給与および賞与から徴収されます。

*40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

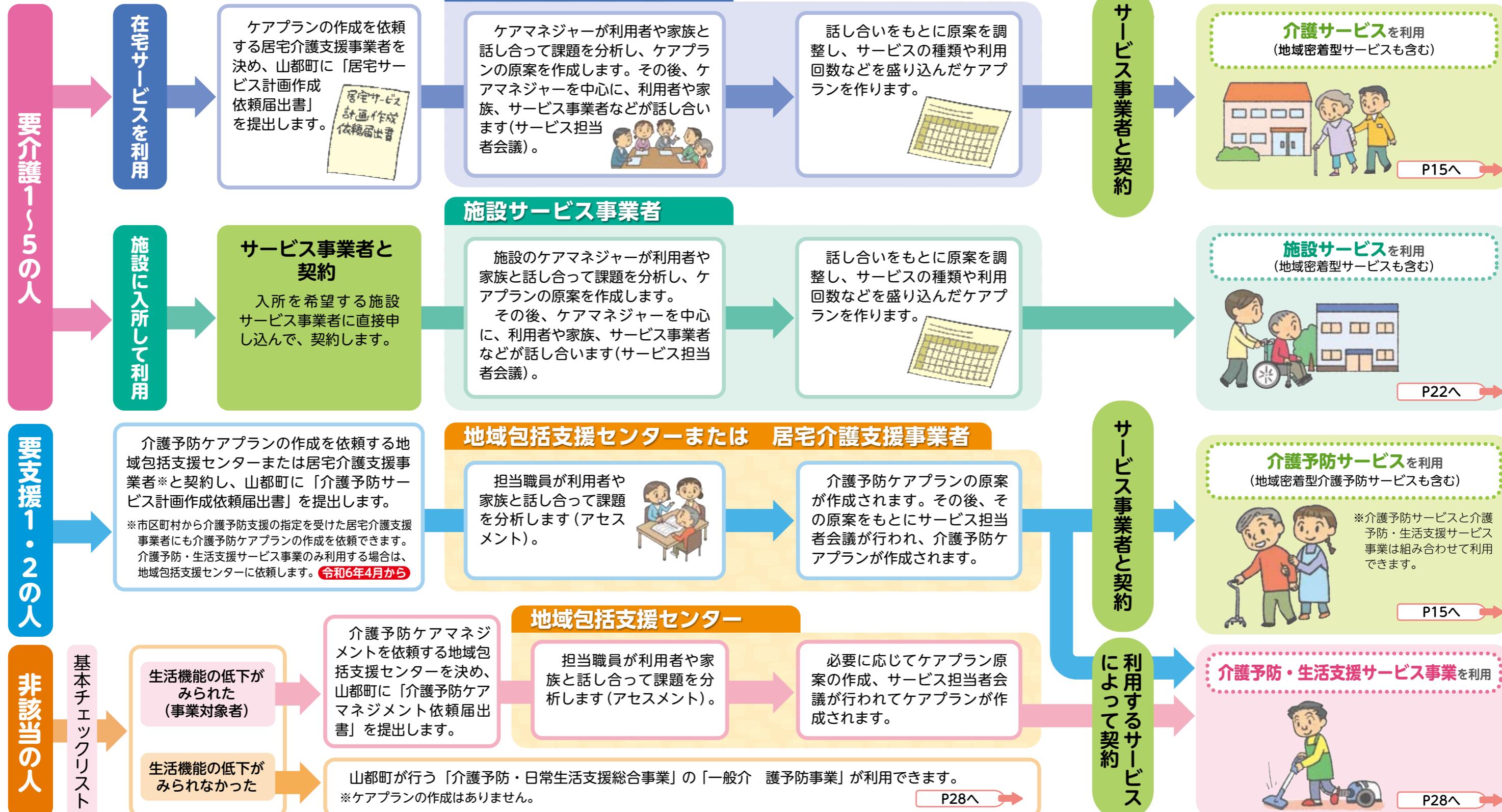
ケアプランの作成

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて隨時見直しができます。

※40~64歳の人は、要支援1・2のみ介護予防・生活支援サービス事業の利用ができます。

※事業対象者になった後でも要介護認定の申請ができます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。



居宅介護支援事業者

ケアマネジャーが在籍する事業者で、ケアプラン作成の窓口、要介護認定申請の代行、サービス事業者との連絡・調整などを行います。

ケアマネジャー 介護の知識を幅広く持った専門家です。

- 利用者や家族の相談に応じ、アドバイスします
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します
- サービス事業者との連絡や調整をします
- 施設入所を希望する人に施設を紹介します

※裏表紙の居宅介護支援事業者一覧にてご確認下さい。

地域包括支援センター

保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関です。



- 総合的な相談・支援 困りごとは何でもご相談ください
- 介護予防ケアマネジメント 自立した生活を支援します
- 虐待防止などの権利擁護 みなさんの権利を守ります
- ケアマネジャーへの支援 さまざまな方面から支えます

介護サービスを利用
(地域密着型サービスも含む)



P15へ

施設サービスを利用
(地域密着型サービスも含む)



P22へ

介護予防サービスを利用
(地域密着型介護予防サービスも含む)



※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業は組み合わせて利用できます。

P15へ

介護予防・生活支援サービス事業を利用



P28へ

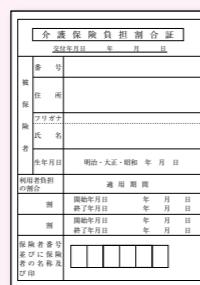
サービスの利用者負担

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

利用者負担の割合

利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割、または3割です。

負担割合は「介護保険負担割合証」に記載されていますので、ご確認ください。



介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

利用者負担の割合

3割	①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額 ^{※1} が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人「年金収入+その他の合計所得金額 ^{※2} 」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	上記「3割」の対象とならない人で①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額 ^{※1} が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人「年金収入+その他の合計所得金額 ^{※2} 」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人 ・第2号被保険者、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※2 合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことです。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

例 要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合
(1割負担の場合)



おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の金額は標準地域の場合です(介護保険が負担する分も含んだ額です)。

※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

利用者負担の軽減について

●介護(介護予防) サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担(利用者負担の割合についてはP8参照)の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額)が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。



■利用者負担の上限(1か月)

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	●課税所得690万円以上 140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満 93,000円
	●課税所得145万円以上380万円未満 44,400円
●一般 住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●合計所得金額 [※] および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人)

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

■山都町に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費(介護保険)、高額療養費(医療保険)を適用したあとの年間(8月～翌年7月)の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(8月～翌年7月の算定期)

所得(基礎控除後の総所得金額)	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

- 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
- 支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

その他、社会福祉法人等による利用者負担軽減がある場合があります

サービスについて



介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。
必要なときに必要なサービスを利用しましょう。

- 利用者の負担は、原則として「サービス費用のめやす」の1割、2割、または3割※です。サービスによっては食費や居住費等、日常生活費などの負担、そのほかサービス内容や地域による加算などがあります。※利用者負担の割合については、P12を参照してください。
- 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護は「共生型サービス」の対象です。また、それ以外のサービスや障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たしているものも「共生型サービス」といいます。

令和6年4月から サービス費用が変わりました。

- …在宅サービス ◆…施設サービス ★…地域密着型サービス

P15~21

P22・23

P25~27

こんなときは…

こんなサービスがあります！

自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？

- 訪問介護／訪問型サービス P15
- 訪問入浴介護 P16
- ★夜間対応型訪問介護 P27

自宅でリハビリや医療チェックをしてほしいときは？

- 訪問リハビリテーション P16
- 訪問看護 P16
- 居宅療養管理指導 P19

寝たきりでも自宅で入浴したいときは？

- 訪問入浴介護 P16

外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したいときは？

- 通所介護／通所型サービス P17
- 通所リハビリテーション P17
- ★認知症対応型通所介護 P25
- ★地域密着型通所介護 P25

家族の介護の手を休ませたいときなどは？

- 通所介護／通所型サービス P17
- 通所リハビリテーション P17
- 短期入所生活介護 P18
- 短期入所療養介護 P18
- ★認知症対応型通所介護 P25
- ★地域密着型通所介護 P25

夜間に介護をしてほしいときは？

- ★夜間対応型訪問介護 P27
- ★定期巡回・随時対応型訪問介護看護 P27

老人ホームなどでサービスを受けたいときは？

- 特定施設入居者生活介護 P19
- ★地域密着型特定施設入居者生活介護 P27

家庭での介護環境を整えたいときは？

- 福祉用具貸与 P20
- 特定福祉用具販売 P20
- 住宅改修費支給 P21

介護保険が適用される施設へ入所したいときは？

- ◆介護老人福祉施設 P22
- ◆介護老人保健施設 P22
- ◆介護医療院 P23
- ★地域密着型介護老人福祉施設 P26

状況に応じて利用するサービスを選びたいときは？

- ★小規模多機能型居宅介護 P26
- ★看護小規模多機能型居宅介護 P27
- ★認知症対応型共同生活介護 P25
- ★認知症対応型通所介護 P25

認知症に対応したサービスを受けたいときは？

在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。

- 訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、ペットの世話や留守番、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。



要介護 1~5 の人 訪問介護

内 容	利 用 時 間 な ど	サ ー ビ ス 費 用 の め やす
身体介護が中心	30分以上1時間未満の場合	3,870円
生活援助が中心	45分以上の場合	2,200円
通院時の乗車・降車等介助	1回につき	970円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

訪問型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

要支援 1・2 の人

介護予防・生活支援サービス事業者

P29へ

ホームヘルパーやボランティアなどが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

基 準 や 利 用 料 な ど

山都町が基準や利用料などを設定します。

利用できるサービス

●介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問入浴介護

要介護1～5の人 訪問入浴介護

	要介護度	サービス費用のめやす
1回につき	要支援 1・2	8,560円
	要介護 1～5	12,660円



●自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問リハビリテーション

要介護1～5の人 訪問リハビリテーション

	要介護度	サービス費用のめやす
1回（20分以上）につき	要支援 1・2	2,980円
	要介護 1～5	3,080円



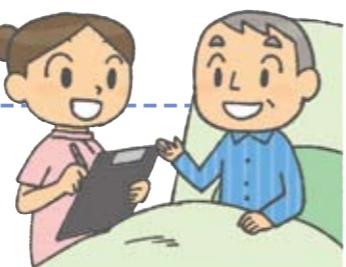
●看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問看護

訪問看護の時間	サービス費用のめやす (訪問看護ステーションから訪問の場合)	サービス費用のめやす (病院・診療所から訪問の場合)
20分未満の場合	3,030円	2,560円
30分未満の場合	4,510円	3,820円



要介護1～5の人 訪問看護

訪問看護の時間	サービス費用のめやす (訪問看護ステーションから訪問の場合)	サービス費用のめやす (病院・診療所から訪問の場合)
20分未満の場合	3,140円	2,660円
30分未満の場合	4,710円	3,990円

*がん末期や難病の人、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

●通所して利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

要介護1～5の人 通所介護

〈通常規模の事業所の場合〉

内 容	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上8時間未満 の場合 （送迎を含む）	要介護 1	6,580円
	要介護 2	7,770円
	要介護 3	9,000円
	要介護 4	10,230円
	要介護 5	11,480円



※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

通所型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

要支援1・2の人

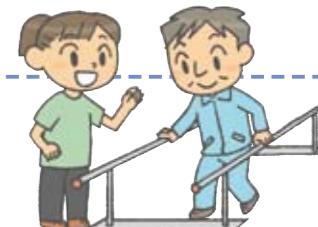
介護予防・生活支援サービス事業対象者

P29へ

通所介護施設などで、食事や入浴などの日常生活上の支援のほか、住民主体の支援や保健・医療の専門職による短期集中的に行われるプログラムなど、多様なサービスを行います。

基準や利用料など

山都町が基準や利用料などを設定します。



通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。

要支援1・2の人

介護予防通所リハビリテーション

〈共通的サービス〉

	要介護度	サービス費用のめやす
1か月につき （送迎、入浴を含む）	要支援 1	22,680円
	要支援 2	42,280円

介護予防通所リハビリテーションでは共通的サービスとともに、利用者の目標に応じた「栄養改善」「口腔機能の向上」といった選択的サービスを利用できます。

要介護1～5の人

通所リハビリテーション

〈通常規模の事業所の場合〉

内 容	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上8時間未満 の場合 （送迎を含む）	要介護 1	7,620円
	要介護 2	9,030円
	要介護 3	10,460円
	要介護 4	12,150円
	要介護 5	13,790円

利用できるサービス

●短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人 介護予防短期入所生活介護

要介護1～5の人 短期入所生活介護

介護老人福祉施設
〔併設型・多床室〕を利用の場合

1日につき	要介護度	サービス費用のめやす
	要支援1	4,510円
	要支援2	5,610円
	要介護1	6,030円
	要介護2	6,720円
	要介護3	7,450円
	要介護4	8,150円
	要介護5	8,840円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

要支援1・2の人 介護予防短期入所療養介護

要介護1～5の人 短期入所療養介護

介護老人保健施設
〔多床室〕を利用の場合

1日につき	要介護度	サービス費用のめやす
	要支援1	6,130円
	要支援2	7,740円
	要介護1	8,300円
	要介護2	8,800円
	要介護3	9,440円
	要介護4	9,970円
	要介護5	10,520円

ショートステイを
利用するときの注意点

ショートステイは、あくまでも在宅生活を継続していくためのサービスです。
利用する際には、下記の点に注意しましょう。

■連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額自己負担になります。

■連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は認定の有効期間のおおむね半分を超えないことをめやすとしています。



●有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要支援1・2の人 介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1～5の人 特定施設入居者生活介護

要介護度	サービス費用のめやす
要支援1	1,830円
要支援2	3,130円
要介護1	5,420円
要介護2	6,090円
要介護3	6,790円
要介護4	7,440円
要介護5	8,130円

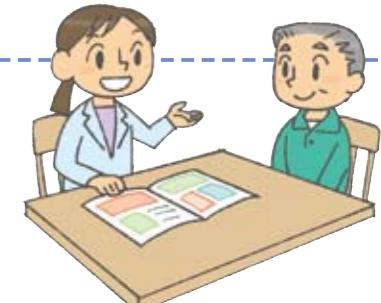
住所地特例が適用されます

地域密着型特定施設以外の特定施設に入居した場合、住所地特例が適用されます。他市区町村にある施設を利用してても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

●居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



要支援1・2の人 介護予防居宅療養管理指導

要介護1～5の人 居宅療養管理指導

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

内 容	利用限度回数	サービス費用のめやす（1回につき）
医師が行う場合	1か月に2回	5,150円
歯科医師が行う場合	1か月に2回	5,170円
医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回	5,660円
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回	5,180円
管理栄養士が行う場合 (居宅療養管理指導事業所の管理栄養士の場合)	1か月に2回	5,450円
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回	3,620円

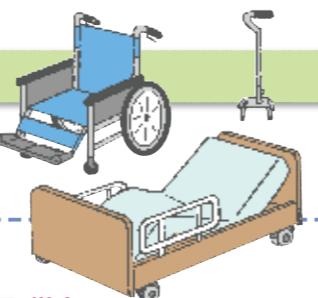
利用できるサービス

●福祉用具をレンタル（貸与）するサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援1・2の人 介護予防福祉用具貸与 要介護1～5の人 福祉用具貸与



対象となる 福祉用具

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす（車いす付属品を含む）	×	●	●
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり（工事をともなわないもの）	●	●	●
スロープ（工事をともなわないもの）◆	●	●	●
歩行器◆	●	●	●
歩行補助つえ◆	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト（つり具の部分を除く）	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

● 利用できます

▲ 尿のみを吸引するものは利用できます

✗ 原則として利用できません

● 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。

● 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

令和6年4月から ◆印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）と多点杖は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受けて、よく検討して決めましょう。購入を選択した場合は、特定福祉用具販売での利用になります。

サービス費用のめやす

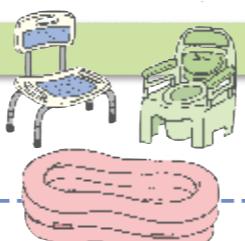
レンタル費用（用具の機種や事業者などによって異なります）の1割、2割、または3割※を負担します。

※P12を参照ください。

●福祉用具の購入費が支給されるサービス

特定福祉用具販売

申請が必要です



入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

要支援1・2の人 特定介護予防福祉用具販売 要介護1～5の人 特定福祉用具販売

対象となる
福祉用具

- 腰掛便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●排泄予測支援機器
- 入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分

令和6年4月から 次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。

●固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

福祉用具購入費の支給について ★都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

いたん購入費全額を利用者が支払い、後日申請により、同年度で10万円を上限（ただし、利用者負担分の1割、2割、または3割※は差し引かれます）に購入費が支給されます。

※P12を参照ください。

●環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修費支給

事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

要支援1・2の人 介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人 住宅改修費支給

住宅改修できる対象

- 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え

※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。



住宅改修費の支給について ★事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給されません。

いたん改修費全額を利用者が支払い、後日20万円を上限（ただし、利用者負担分の1割、2割、または3割※は差し引かれます）に改修費が支給されます。

※P12を参照ください。

手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

山都町へ事前に申請

工事の実施・完了／支払い（全額）

山都町へ申請書などを提出

現地（改修箇所）の確認

住宅改修費の支給

事前申請に必要な書類

- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーなどに作成を依頼します。
- 住宅の平面図
改修前後の状況がわかるもの
- 改修前の写真（日付入り）
- 住宅の所有者の承諾書
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

提出に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入りの写真を添付。
- 請求書

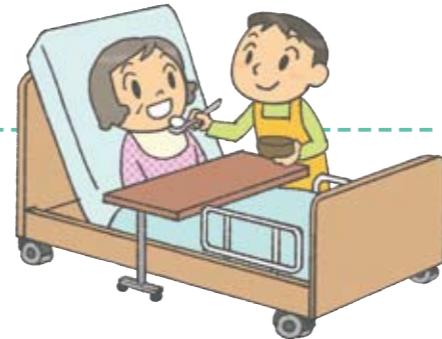
施設サービス

次の介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の人は利用できません。施設を利用したサービスは、サービス費用の他に、食費、居住費などが利用者負担になります。くわしくはP24をご覧ください。

●生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。



要介護1～5の人 介護老人福祉施設

サービス費用のめやす（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1*	5,890円	5,890円	6,700円
要介護 2*	6,590円	6,590円	7,400円
要介護 3	7,320円	7,320円	8,150円
要介護 4	8,020円	8,020円	8,860円
要介護 5	8,710円	8,710円	9,550円

*新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

●在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。



要介護1～5の人 介護老人保健施設

サービス費用のめやす（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	7,170円	7,930円	8,020円
要介護 2	7,630円	8,430円	8,480円
要介護 3	8,280円	9,080円	9,130円
要介護 4	8,830円	9,610円	9,680円
要介護 5	9,320円	10,120円	10,180円

●長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。介護療養型医療施設の転換施設です。



要介護1～5の人 介護医療院

サービス費用のめやす（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	7,210円	8,330円	8,500円
要介護 2	8,320円	9,430円	9,600円
要介護 3	10,700円	11,820円	11,990円
要介護 4	11,720円	12,830円	13,000円
要介護 5	12,630円	13,750円	13,920円

■部屋のタイプについて

- 従来型個室……ユニットを構成しない個室
- 多床室……ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室……ユニットを構成する個室
- ユニット型個室的多床室……ユニットを構成し、壁と天井の間にすき間がある部屋

- ・個室……壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ・ユニット……少數の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体化的に構成されているもの

■介護保険施設ではない高齢者施設（介護保険の対象外）

高齢者の暮らしを支える施設は、介護保険施設以外にもあります。「特定施設」の指定を受けている施設では、介護保険の「特定施設入居者生活介護（P19、27）」を利用できます。

有料老人ホーム

日常生活に必要な食事や入浴の提供、洗濯や掃除などの家事など、さまざまなサービスを提供する民間の施設です。

入居やサービスなどにかかる費用は、原則としてすべて自己負担ですが、入居条件や費用面も含めて、施設での生活スタイルやサービスの質などのバリエーションが多いのが特徴です。

介護付	介護が必要な人が対象で、介護保険によるサービスが受けられる「特定施設」の指定を受けており、介護スタッフも施設に常駐しています。
住宅型	介護が必要な人と、いまは介護は不要な人の両方を対象とした施設で、介護が必要な人は、外部の事業者から介護サービスを受けられます。
健康型	自立している人が対象で、生活を楽しむための施設が充実しています。介護が必要になった場合は、退去しなければなりません。

ケアハウス（軽費老人ホーム）

家庭での日常生活に近い環境で、生活支援サービスなどを受けながら生活できる施設です。自治体の助成を受けて運営されるため、比較的低額な利用料で入居できます。

入居対象 家庭環境や経済状況などの理由で、在宅生活が困難な60歳以上の人

サービス付き高齢者向け住宅

介護と医療が連携しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。安否確認と生活相談サービスを提供することが義務づけられています。

入居対象 原則として、60歳以上の単身者もしくは夫婦のみの世帯
※比較的元気な高齢者向けの住宅で、自力で身の回りの世話をできる高齢者が対象です。独自の入居条件を設定している施設もあります。

施設を利用したサービスの費用

施設を利用したサービスの場合、利用者負担割合（1割、2割、または3割）分のほかに、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■居住費等・食費の基準費用額（1日につき）

令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。
【】内は令和6年8月からの金額です。

居住費等				食 費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円 [2,066円]	1,668円 [1,728円]	1,668円(1,171円) [1,728円(1,231円)]	377円(855円) [437円(915円)]	1,445円

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額になります。

居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人は申請して認められた場合「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。基準費用額との差額※は「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

※施設と利用者の間で契約された居住費等・食費が基準費用額を下回っている場合は、契約内容との差額となります。

■負担限度額（1日につき）

令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。【】内は令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階	居住費等			食 費			
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円 [880円]	490円 [550円]	490円 (320円) [550円] (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額※+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円 [880円]	490円 [550円]	490円 (420円) [550円] (480円)	370円 [430円]	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額※+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円 [1,370円]	1,310円 [1,370円]	1,310円 (820円) [1,370円] (880円)	370円 [430円]	650円	1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額※+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円 [1,370円]	1,310円 [1,370円]	1,310円 (820円) [1,370円] (880円)	370円 [430円]	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

上の表に当てはまっていても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記の場合

- ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

*第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）は上記にかかわらず、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

- 日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

- 要介護1～5の人 地域密着型通所介護

内 容	要介護度	サービス費用の めやす
7時間以上 8時間未満 の場合	要介護 1	7,530円
	要介護 2	8,900円
	要介護 3	10,320円
	要介護 4	11,720円
	要介護 5	13,120円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

（単独型を利用する場合）

内 容	要介護度	サービス費用の めやす
7時間以上 8時間未満 の場合	要支援 1	8,610円
	要支援 2	9,610円
	要介護 1	9,940円
	要介護 2	11,020円
	要介護 3	12,100円

- 認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

- 要支援2の人 介護予防認知症対応型
共同生活介護

※要支援1の人は利用できません。

- 要介護1～5の人 認知症対応型共同生活介護



（ユニット数2の場合）

要介護度	サービス費用の めやす	
1日につき	要支援 2	7,490円
	要介護 1	7,530円
	要介護 2	7,880円
	要介護 3	8,120円
	要介護 4	8,280円

※30日以内の短期利用もできる場合があります。

利用できるサービス

●通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

要支援1・2の人

介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人

小規模多機能型居宅介護

要介護度	サービス費用のめやす
要支援 1	34,500円
要支援 2	69,720円
要介護 1	
要介護 2	
要介護 3	
要介護 4	
要介護 5	
	272,090円

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。



このサービスを利用している間は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与以外の在宅サービス、その他の地域密着型サービスは利用できません。

●小規模な介護老人福祉施設

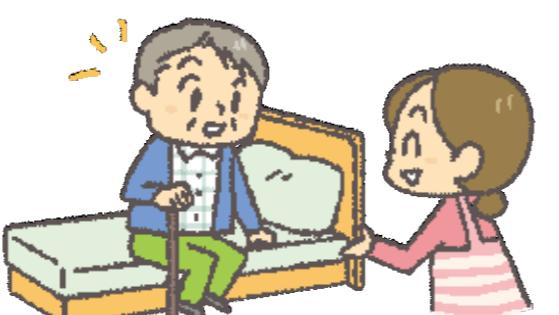
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

〈多床室を利用する場合〉

要介護度	サービス費用のめやす
要介護 1*	6,000円
要介護 2*	
要介護 3	
要介護 4	
要介護 5	



※新規入所は原則として要介護3～5の人方が対象です。

●複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

※現在、山都町ではサービス提供事業者はございません。

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けられます。

要介護1～5の人

看護小規模多機能型居宅介護

要介護度	サービス費用のめやす
要介護 1	124,470円
要介護 2	
要介護 3	
要介護 4	
要介護 5	

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。

●小規模な介護専用型特定施設でのサービス

地域密着型特定施設入居者生活介護

※現在、山都町ではサービス提供事業者はございません。

特定施設（指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなど）のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要介護1～5の人

地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護度	サービス費用のめやす
要介護 1	5,460円
要介護 2	
要介護 3	
要介護 4	
要介護 5	

●24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※現在、山都町ではサービス提供事業者はございません。

訪問介護と訪問看護が連携を取って、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

要介護1～5の人

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

〈一体型（訪問介護・訪問看護を同じ事業者で一体的に提供）を利用する場合〉

要介護度	サービス費用のめやす (訪問看護を利用しない場合)	サービス費用のめやす (訪問看護を利用する場合)
要介護 1	54,460円	79,460円
要介護 2		
要介護 3		
要介護 4		
要介護 5		

利用できるサービス

●夜間の訪問介護サービス

夜間対応型訪問介護

※現在、山都町ではサービス提供事業者はございません。

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪問介護を受けられます。



要介護1～5の人

夜間対応型訪問介護

〈オペレーションセンターを設置している場合〉

内 容	サービス費用のめやす
基本夜間対応型訪問介護費	9,890円／月
定期巡回サービス	3,720円／回
随時訪問サービス(I)	5,670円／回

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、山都町が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つがあり、サービス事業者のか、民間企業、ボランティア、住民主体による介護予防のサービスを利用できます。

- 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスや利用者負担は、市区町村ごとに異なります。



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- 要支援1・2の人
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者
(基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)

※40~64歳の人は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定の申請をして要支援1・2の認定を受ける必要があります。

※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後でも要介護認定の申請をすることができます。

一般介護予防事業（山都町の高齢者保険福祉サービス）

対象者

- 65歳以上のすべての人



※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

P30、31を確認下さい。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービスA

本人の身体状況に応じて、利用回数や利用料が変わります。
基本料金とは別に事業所ごとに加算があります。

- 掃除・洗濯・調理などの生活援助中心のサービス

利用回数 1回／週 (1,176円／月) 2回／週 (2,349円／月)
基本料 3回／週 (3,727円／月)

事業所 やまと・たんぽぽ・りんどう・きらら・てんてん



通所型サービスA

本人の身体状況に応じて、利用回数や利用料が変わります。
基本料金とは別に事業所ごとに加算があります。

- 健康管理、機能訓練やレクリエーションなどのサービス

利用回数 1回／週 (1,798円／月) 2回／週 (3,621円／月)
基本料

事業所 復健館・やすなが・風ノ木・あおぞら・彩雲苑
瀬戸病院・やまと・蘇望苑・大地・ほたる



その他の生活支援サービス

- 配食（栄養改善を目的としたものや、ひとり暮らし高齢者に対する見守りを含むもの）
- 住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守りと緊急時の対応
- その他自立支援に役立つ生活支援（訪問型サービス・通所型サービスと一緒に提供されるもの）



山都町の高齢者保険福祉サービス

通いの場

身近な場所で、住民主体で行われている百歳体操などを中心とした集まりの場。令和3年現在、11ヶ所認定中。

幸齢者はぴねすポイント事業

65歳以上の方を対象に健康づくりやボランティア活動の内容に応じた評価ポイントを附与し、獲得数に応じ、商品券と交換するものです。
事業参加を通じて、介護予防や地域の支え合いを広げていきます。

任意事業

●認知症サポーター養成講座

認知症に対する理解を深めるため、キャラバンメイトが認知症サポーター養成講座を実施します。

●食の宅配サービス

調理が困難な高齢者に対し、定期的に居宅を訪問し栄養バランスの取れた食事を提供とともに、安否確認を行います。

●緊急通報体制整備事業

ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等の方へ緊急通報装置を貸与し、急病、災害その他緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

併せて、人感センサー、火災報知器を設置し24時間365日の見守りを行います。

●介護相談員派遣事業

介護サービス利用者又は家族の話をきく相談員を事業所に派遣しサービスに対する疑問や不安の解消に努め、介護サービスの質的な向上を図る取り組みを行っています。



(※事業の詳細については、山都町役場福祉課または山都町地域包括支援センターへお問い合わせください。)

その他の事業

●住宅改造助成事業

要介護高齢者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成します。
(※所得税額により助成率が変わります。助成限度額は30万円です。)

●外出支援事業

寝たきり等で一般の交通機関の利用が困難な在宅の方に対し、移送用車両（リフト付き車両、ストレッチャー装着ワゴン車等）で利用者の居宅と医療機関の間を送迎します。

●成年後見人制度

身寄りがなく、かつ低所得の認知症等の高齢者に対して、本人に代わり町長が成年後見人の申し立てなどを行い、生活を守ることができるよう支援する事業です。

●高齢者短期宿泊事業

介護が必要な高齢者（概ね65歳以上の高齢者で原則として要介護認定者を除く）を一時的に施設に預けることにより、介護者の負担軽減及び虐待を受けている高齢者の一時的な避難を図ります。

●在宅介護支援事業

要介護4又は要介護5の方を在宅で介護されているご家庭に、月額20,000円（要介護3は月額5,000円）を支給します。
(市町村民税非課税世帯で介護保険料の滞納がない、などの支給要件があります。)



山都町介護保険サービス

事業者一覧



在宅介護サービス事業所

◆訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護サービス事業所 りんどう	山都町北中島2679	75-0777
訪問介護事業所 ほほえみ	山都町南田221-1	73-1560
JA上益城訪問介護事業所 たんぽぽ	山都町浜町184	73-1211
第一タクシー（株）ケアサービス事業部	山都町浜町252-2	72-0124
ケアセンター やまと	山都町大平91	82-3345
ヘルパーステーションきらら	山都町馬見原794-8	83-0825
ヘルパーステーション大星	山都町北中島505-5	73-3030

◆訪問看護（介護予防訪問看護）

そよう病院訪問看護ステーション	山都町滝上476-2	83-0772
訪問看護ステーション スムトコデ	山都町大平278-1	72-9525

◆訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

彩雲苑訪問リハビリテーション	山都町北中島2701	75-0222
そよう病院訪問リハビリステーション	山都町滝上476-2	83-1122

◆通所介護（デイサービス）

矢部大矢荘通所介護事業所 復健館	山都町北中島2684-2	73-3566
ケアセンター やまと	山都町大平91	82-3345
デイサービスセンター そよ風の里“ほたる”	山都町今322-1	83-0311
デイサービスセンター 蘇望苑	山都町滝上223-1	83-1333

◆通所リハビリテーション（デイケア）（介護予防通所リハビリテーション）

彩雲苑通所リハビリテーション	山都町北中島2701	75-0222
瀬戸病院通所リハビリテーション	山都町北中島2806	75-0111
老人保健施設 ライフライ特矢部	山都町下市60	72-1110

◆短期入所生活介護（ショートステイ）（介護予防短期入所生活介護）

矢部大矢荘短期入所生活介護事業所	山都町北中島2684-2	75-0333
短期入所生活介護 風ノ木	山都町千滝211	72-3401
特別養護老人ホーム 蘇望苑	山都町滝上223-1	83-0870
短期入所生活介護事業所 そよ風の里“ほたる”	山都町今322-1	83-0311

◆短期入所療養介護（ショートステイ）（介護予防短期入所療養介護）

介護老人保健施設 彩雲苑	山都町北中島2701	75-0222
老人保健施設 ライフライ特矢部	山都町下市60	72-1110
浜町中央介護医療院	山都町浜町167	72-0029

地域密着型サービス事業所

◆地域密着型通所介護（デイサービス）

大地	山都町下馬尾299-1	72-0050
風ノ木デイサービス	山都町千滝211	72-3401
デイサービス やすなが	山都町浜町259-20	72-4231

◆認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（介護予防認知症対応型共同生活介護）

グループホーム ひまわり	山都町下市59	72-1006
やまびこ	山都町下馬尾288	72-2122
グループホーム 緑仙館	山都町仏原9-11	82-3200

◆小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

さくら荘	山都町野尻1026-1	72-0146
------	-------------	---------

◆地域密着型 介護老人福祉施設 入居者生活介護

特別養護老人ホーム 風ノ木	山都町千滝211	72-3401
特別養護老人ホーム そよ風の里“ほたる”	山都町今322-1	83-0311
特別養護老人ホーム 蘇望苑 ユニット	山都町滝上223-1	83-0870

施設サービス事業所

◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホーム 矢部大矢荘	山都町北中島2684-2	75-0333
特別養護老人ホーム 蘇望苑	山都町滝上223-1	83-0870

◆介護老人保健施設

介護老人保健施設 彩雲苑	山都町北中島2701	75-0222
老人保健施設 ライフライ特矢部	山都町下市60	72-1110

◆介護医療院

瀬戸病院	山都町北中島2806	75-0111
浜町中央介護医療院	山都町浜町167	72-0029

その他の入居施設

◆有料老人ホーム

有料老人ホーム たんぽぽ	山都町下馬尾299-1	72-4165
有料老人ホーム 優心苑	山都町南田221-4	73-1562
有料老人ホーム そよ風一番館	山都町今322-1	83-0311
有料老人ホーム なごみの家 福ふく	山都町北中島505-5	73-3030

◆サービス付 高齢者住宅

はあとふる	山都町馬見原791-4	74-4688
-------	-------------	---------

◆軽費老人ホーム（ケアハウス）

ケアハウス 光露館	山都町北中島2710-3	75-0444
-----------	--------------	---------

居宅介護支援事業者

◆居宅介護支援事業所

矢部大矢荘居宅介護支援事業所	山都町北中島2684-2	72-9070
居宅介護支援事業所 ライフライ特矢部	山都町下市60	72-1170
JA上益城居宅介護支援事業所	山都町浜町184	73-1253
風ノ木居宅介護支援事業所	山都町千滝211	72-3401
居宅介護支援事業所さくら	山都町北中島505-5	75-0130
ケアセンター やまと	山都町大平91	82-2907
蘇望苑居宅介護支援事業所	山都町滝上223-1	83-0870
居宅介護支援事業所 そよ風の里 “ほたる”	山都町今322-1	83-0311

◆介護予防支援事業所

山都町地域包括支援センター	山都町浜町6	72-1677
---------------	--------	---------

地図付き施設検索 「ちずプラ」

パソコンやスマートフォンから
お住まいの地域の
サービス事業所が
検索できます。



見てわかる！ かんたん！ 介護保険

介護保険制度のしくみを
動画で説明しています。
ぜひご覧ください。



ご相談・お問い合わせは……

●山都町役場

福祉課 介護保険係

TEL. 0967-72-1229

FAX. 0967-72-1066

●山都町地域包括支援センター

TEL. 0967-72-1677

FAX. 0967-72-1066



ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。